

AeroShell Calibrating Fluid 2

エーロシェル キャリブレーション フルード 2

エーロシェル キャリブレーション フルード は、航空用タービンエンジンの燃料系統の検査液として使用されます。

承認・適合規格

MIL-PRF-7024F Type II (US)

代表性状

試験項目	MIL - PRF - 7024F Type II	代表性状
比重 @15.6 /15.6	0.770 ± 0.005	0.77
温度 - 密度変化 @15	-	0.7705
温度 - 密度変化 @30	-	0.759
温度 - 密度変化 @40	-	0.752
温度 - 密度変化 @80	-	0.7225
動粘度 @10 mm ² /sec	-	1.46
動粘度 @25 mm ² /sec	1.17 ± 0.05	1.15
動粘度 @40 mm ² /sec	-	0.95
引火点(タグ式)	38 以上	43
分留性状 初留点	149 以上	158
分留性状 終点	210 以下	196
分留性状 回収率 %	98.5 以上	98.5
酸価 mgKOH/g	0.015 以下	0.007
色相(セーボルト)	-	30
銅板腐食, 3hrs @100	合格	合格
芳香族分 %vol	20.0 以下	1.0 以下

* 代表性状値は、商品の改定により予告せずに変更場合があります。(2018-07)

エーロシェル キャリブレーション フルード 2 の販売荷姿 : ドラム缶

使用上の留意点

- ・機械および潤滑油を長持ちさせるため、新油をタンクに張り込む前に必ず装置のフラッシングを行ない、内部及び潤滑箇所を清浄にするとともに、使用中も異物が混入しないように機器のメンテナンスに充分留意してください。
- ・また、他銘柄との混合使用は油の性能低下をきたすことが考えられますのでできるだけ避け、止むを得ない場合は、時期をみて早めに一度全量交換することをおすすめします。
- ・ご使用にあたっては、事前に安全データシート(SDS)をご覧ください。
- ・製品の海外輸出に際しては、輸出貿易管理令の該非判定だけでなく、その他の要件によって日本政府当局への許可申請が必要になる場合があります。また、仕向国の法規等により輸入制限を受ける場合もありますので、製品を自ら輸出されているお客様は、この点をご理解の上ご自身の責任で必要な措置を講じるようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、ルプカスタマーサービスセンターまでお問い合わせください。

本資料は、事業者様向けに作成されたものです。



取扱上の注意 下記の注意事項に従ってお取り扱いください。

取り扱い上の注意	
【安全対策】	<ul style="list-style-type: none"> ・使用前にカタログ、SDS を入手し、全ての安全情報を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・取り扱う際は保護具を使用すること。 ・熱/火花/裸火/高温のもののような着火源から遠ざけること。 - 禁煙。 ・防爆型の電気機器/換気装置/照明機器等を使用すること。 ・火花を発生させない工具を使用すること。 ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。 ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーを吸入しないこと。 ・粉じん/煙/ガス/ミスト/蒸気/スプレーの吸入を避けること。 ・取扱後は手をよく洗うこと。 ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・屋外又は換気の良い場所でのみ使用すること。 ・環境への放出を避けること。
【応急措置】	<ul style="list-style-type: none"> ・飲み込んだ場合：直ちに医師に連絡すること。 ・無理に吐かせないこと。 ・飲み込むと下痢・嘔吐を起こすことがあります。 ・目に入ると炎症を起こすことがあります。目に入った場合は、清浄な水で最低 15 分間洗浄し、医師の手当てを受けること。 ・皮膚に触れると炎症を起こすことがあります。皮膚に付着した場合は、水と石鹸で十分に洗うこと。 ・吸入した場合：気分が悪いときは医師に連絡すること。 ・気分が悪いときは、医師の診断/手当てを受けること。 ・吸入した場合：空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・皮膚(又は髪)に付着した場合：直ちに汚染された衣類を全て脱ぐこと。皮膚を流水/シャワーで洗うこと。 ・汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。 ・火災の場合：消火するために泡/粉末/炭酸ガス消火剤等を使用すること。 ・漏出物を回収すること。
【保管】	<ul style="list-style-type: none"> ・直射日光を避け、換気の良い場所に保管すること。 ・ゴミ、水分などの混入防止のため使用後は密栓して保管すること。 <p>施錠して保管すること。</p>
【廃棄】	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物/容器を国際/国/都道府県/市町村の規則に従って廃棄すること。具体的には、都道府県知事等の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。 ・不明な場合は購入先に相談の上処理すること。

Ver.2. 2018.7.10